# 資料1 郵便等投票の対象の拡大について

<	目	次	>
_	_	シヽ	_

資料1-1	郵便等投票の対象者の考え方について・・・・・1
資料1-2	要介護度と日常生活自立度の関係・・・・・・3
資料1-3	基本調査項目について・・・・・・・・6
資料1-4	要介護3~5の者の基本調査項目の結果・・・・15
資料1-5	医師の証明書について
	(昭和25年制定時の公選法の規定)・・・・ 18
資料1-6	要介護認定者数等の見通し・・・・・・・20
資料1-7	要介護度の変動状況・・・・・・・・・21

## 郵便等投票の対象者の考え方について

1. 現行の対象者(総務省パンフレットより抜粋)

## 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方(○印の該当者) 又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

	障害名	障	害の種	建度	備考		障:	害名	ß	章害0	つ程度	Ę	備考		要介護状態
	<b>降 古 右</b>	1級	2級	3級	VIII 75		Mar .	害名	特別 項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症	ИН 15	介護保	区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹、 移動機能の障害	0	0		手帳の記載では 該当するかどう かわからないとき	戦傷病者	両下肢 障害	、体幹の	0	0	0		手帳の記載では 該当するかどう かわからないとき	険の	[#. A. @#. e.
者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、 ぽうこう、直腸、小腸の 障害	0	_	0	は、市区町村の 選挙管理委員	有手帳	心臓、じ					/	は、市区町村の選挙管理委員	被保険者証	「要介護5」
7,300	免疫、肝臓の障害	0	0	0	会にお問い合わ せください。			ぼうこう、 、腸、肝臓	0	0	0	0	会にお問い合わ せください。	者 証	

### 2. 対象者の考え方(要介護状態区分に係るもの)

(『選挙時報』平成16年2月号)

- 郵便等投票の対象者については、昭和四十九年の郵便投票の創設時において、過去在宅 投票の事由に該当するかどうかの証明の段階で多くの不正が発生した経緯を踏まえ、身体 の障害の程度が専門的機関によって慎重に判定され、公的に証明されたものによって対象 者を定めることが適当と判断されたところである。したがって、<u>郵便等投票の対象者を拡</u> 大する場合も、その身体の障害の程度が公的に証明されたものであることが必要であり、 近年、増加傾向にある寝たきり老人についても、そのような観点から、何らかの公的な制 度が活用できないか検討が行われてきたところである。
- 介護保険の要介護認定の基準は、<u>介護のために必要な時間数に応じて区分が設けられている</u>。一方、選挙権の行使に関して郵便等投票の対象となるか否かの判定は、<u>投票所に出向くことが物理的に可能かどうかという観点のもの</u>であるため、一般的に介護保険の要介護状態を郵便等投票の対象者の認定等にそれを活用することには慎重な検討が必要であるとされてきたところである。
- しかしながら、介護保険制度が導入され、3年間が経過し、実際に要介護認定を受けた 要介護者の寝たきり度を詳細に検討してみると、生活自立と表現されるランクJの者は、 要介護3までの者には存在するものの、要介護4以上の者には存在せず、更に、準寝たき りと表現されるランクAの者は要介護4でも10%存在するのに対し、要介護5に至って はわずか1%しか存在しない。要介護認定等基準時間が最も高い要介護5の者を寝たきり

度で分類すれば、99%が寝たきりと表現されるランクB及びCに分類され、ランクAに 分類される1%の者も全て寝たきりの度合いが高いランクA2に位置付けられているも のである。そうすると、要介護の認定基準は、確かに介護のために必要な時間数に応じた 区分に過ぎないが、認定の実態を見ると、少なくとも要介護5の者については、類型的に 物理的に投票所まで行くことができない者と判断することが可能とも考えられる。

○ 改正法の規定ぶりについては、改正前の法第49条第2項の身体障害者等の規定ぶりに 準じて、政令委任されたところであるが、最初に述べたとおり、郵便等投票の対象者であ る「選挙人で身体に重度の障害があるもの」の定義規定の中に従来の身体障害者又は戦傷 病者に加え「介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるも の」が規定されている。これは、郵便等投票の対象者については、物理的に投票所まで行 くことができない者=選挙人で身体に重度の障害があるものを対象とするこれまでの考 え方は変更せず、あくまでも、そのような者の範囲内で新たな対象者を拡大していこうと いう考え方に基づくものである。

〈参考〉 要介護度と日常生活自立度の関係(平成15年)

				要介護度							
				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
	自立	22%	1%	0%	0%	0%	0%	0%			
	J1	45%	22%	6%	1%	0%	0%	0%			
	J2	31%	55%	32%	9%	5%	0%	0%			
	A1	1%	15%	33%	27%	16%	3%	0%			
日常生活自立度	A2	1%	6%	24%	39%	25%	7%	1%			
(当時は	B1	0%	0%	4%	20%	24%	10%	1%			
障害老人自立度)	B2	0%	0%	0%	4%	25%	49%	15%			
	C1	0%	0%	0%	0%	4%	19%	13%			
	C2	0%	0%	0%	0%	0%	12%	69%			
	B1~C2計	0%	0%	4%	24%	53%	90%	99%			
	計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%			

# 要介護度と日常生活自立度の関係

## 要介護度と日常生活自立度の関係(平成27年度中)

	要介護度								
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	自立	5.9%	0.9%	0.3%	0.8%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%
	J1	23.3%	14.5%	6.2%	2.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
	J2	48.5%	52.2%	35.4%	22.9%	8.2%	2.3%	0.3%	0.1%
	A1	13.1%	20.7%	32.7%	34.0%	29.0%	17.2%	4.0%	1.0%
障害高齢者の	A2	8.7%	11.3%	23.6%	34.1%	41.6%	30.9%	8.9%	2.1%
日常生活自立度 日常生活自立度	B1	0.2%	0.3%	1.7%	5.4%	16.7%	23.0%	9.8%	2.0%
口币工冶日立及	B2	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	3.3%	24.6%	57.7%	37.6%
	C1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.4%	8.1%	10.3%
	C2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	11.1%	47.0%
	B1~C2計	0.4%	0.3%	1.7%	5.7%	20.2%	49.3%	86.7%	96.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典:要介護認定 調査員テキスト (平成27年4月改訂版)

## 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

## 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

#### (1) 判定の基準

調査対象者について、調査時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものに○印をつけること。 なお、全く障害等を有しない者については、自立に○をつけること。

生活自立	ランク Ϳ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない  1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する  2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たき	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ  1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う  2. 介助により車いすに移乗する
b b	ランクC	<ul><li>1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する</li><li>1. 自力で寝返りをうつ</li><li>2. 自力では寝返りもうてない</li></ul>

<sup>※</sup>判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

#### (2) 判定にあたっての留意事項

この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健師等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。

判定に際しては「~をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常高齢者は対象としていない。 4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。

#### 朝昼夜等の時間帯や体調等によって能力の程度が異なる場合

一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

## 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

#### 【ランクJ】

何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお"障害等"とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。

J-1 はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合が該当する。

J −2 は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。

#### 【ランクA】

「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいうべきグループであり、いわゆる house-bound に相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。

なお"ベッドから離れている"とは"離床"のことであり、ふとん使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、奨励的意味からベッドという表現を使用した。

A-1 は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。

A-2 は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長いが、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。

#### 【ランクB】

B-1は介助なしに車いすに移乗し食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。

B-2 は介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

#### 【ランクC】

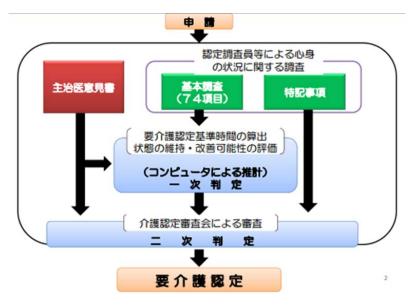
ランクBと同様、「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆる bed-bound に相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。

C-1はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C-2 は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合が該当する。

## 基本調査項目について

## <要介護認定の流れ>



・市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピューター判定(一次判定)を行う。

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定(二次判定)を行う。

## <基本調査項目について>

#### 〇基本調查項目

第1群	身体機能・起居動作	13 項目
第2群	生活機能	12 項目
第3群	認知機能	9項目
第4群	精神・行動障害	15 項目
第5群	社会生活への適応	6項目
その他	過去 14 日間にうけた特別な医療について	12 項目

### 〇調査票の様式

別紙参照

※「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 12 年厚生省告示第 91 号)

調査は、調査対象者が通常の状態(調査可能な状態)であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

出典:要介護認定 調査員テキスト (平成27年4月改訂版)

保険者番号	被保険者番号
保險有金方	<b>被保険有金亏</b>

認定調査票	(概》	兄調了	全)								
I 調査実施者	1 (記入	.者)									
実施日時	平成	年	月	日	実施場所	自宅	内 • 自宅	外(			)
ふりがな					1						
記入者氏名						所原	<b>人機関</b>				
Ⅱ 調査対象者	Í										
	,	初回・	2回	め以	降			11 = 4 .12		A+-	, ,
過去の認定	(前同	回認定	年	E J	1 日)	前回	認定結果	非該当 •	要支援(  )	・要介護	( )
ふりがな	(133)	- HO-7C	'		/				明治・大正・昭和		
対象者氏名						性別	男・女	生年月日	年月	日(	歳)
对象书以出	Ŧ								<u> </u>	Ц	<b>「「「」</b>
 現住所	'							電話	_	_	
ジロバ								HE NA			
家族等	₹	_									
連絡先	氏名(			)	調査対象	きとの問	係()	電話	_	_	
Ⅲ 坦力巫(→7		Ľ ¬	7 <b>小</b> 壮					<u> </u>  -  記入してく	ノださい		
<b>—</b>									、たてい。 、特定(介護予防)福祉	田目販売け過	±6∃0
	日数を記載		0)	- <b>~</b> ~ ~ ~ .			// 佃佃用头负于	16响且口时杰()、		TI <del>S C</del> NXS CI 6XIEE	2070
口(介護予防)訪	問介護(ホ	ニームヘルフ゜	)·訪問	型サ	ービス 月	□	口(介護予	防)福祉用具	貸与		品目
口(介護予防)訪	問入浴介	護			月		口特定(介	護予防)福祉	用具販売		品目
口(介護予防)訪	問看護				月		口住宅改修	多		あり	<b>リ・</b> なし
口(介護予防)訪	問リハビリテ	ーション			月		口夜間対応	芯型訪問介護		月	日
□(介護予防)居					月	□	口(介護予	防)認知症対	応型通所介護	月	日
口(介護予防)通				「型 サ		□			機能型居宅介護	月	日
口(介護予防)通				- 11	月				応型共同生活介護 3.日本上に入港		<u> </u>
口(介護予防)短口(介護予防)短					<u>月</u> §所) 月				入居者生活介護 福祉施設入所者生	月	日
□(介護予防)短□(介護予防)特				一步货	月月	<u> 日</u> 日			<sup>価征他設入所有生</sup> 型訪問介護看護	.冶介護 月	日回
□看護小規模多			/口 川 吱			<u>-</u>	口た初心は		主引问月 豉有 豉		
□市町村特別給		071 HZ			7.1						
□介護保険給付	<u></u> 外の在宅	サービ	ス [							 	
施設利用	L <u>L</u> = 0					施	設 連 絡	先			
□介護老人福祉が						梅	<b>小夕</b>				
□介護老人保健施設 施設名						_					
□											
					施	设住所					
□医療機関(医療保険適用療養病床)											
□医療機関(療養	病床以外	<b>k</b> )									
□その他の施設	7 A - 11		=0	L 1 ~	# C = ^			電話		—   <del>                                    </del>	. ~
									:日常生活に支降 き事項を記入し		
は 現場の 有	<b>卅八口</b>	中口川へ	文用 9	1 0	戍砧 "	なり作悪	:寺に ノい	○1寸配9 へ	こ 尹垻 ど 記 八 し	・くくにさ	۰٬۰

# 認定調査票(基本調査)

1. 介助されていない

1-1 麻痺等の	の有無について、あて	にはまる番号する	べてに○印をつけ	てください。(複数	数回答可)
1. ない	2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他(四肢の欠損)
1-2 拘縮の	有無について、あて	はまる番号す	べてに〇印をつ	けてください。(ネ	複数回答可)
1. ない	2. 肩関領	ं ते	3. 股関節	4. 膝関節	5. その他 (四肢の欠損)
1-3 寝返り	について、あてはま	る番号に一つ	だけ〇印をつけ	てください。	
1. つかる	まらないでできる	<b>2</b> . /ī	可かにつかまれば	できる	3. できない
1-4 起き上	がりについて、あて	·はまる番号に	ーつだけ○印を <sup>・</sup>	つけてください。	
	まらないでできる		可かにつかまれば		<b>3</b> . できない
1-5 座位保	<b>特について、あてはま</b>	る番号に一つだ	け〇印をつけてく	ださい。	
1. できる	2. 自分の手で	支えればできる	3. 支えて	もらえればできる	4. できない
1-6 両足で	の立位保持について	、あてはまる	番号に一つだけ	○印をつけてくだ	<b>ごさい</b> 。
1. 支えな	よしでできる	2. 何	「か支えがあれば <sup>、</sup>	できる	3. できない
1-7 歩行に	ついて、あてはまる	番号に一つだ	け○印をつけて	ください。	
1. つかま		2. 何	「かにつかまれば <sup>、</sup>	できる	3. できない
1-8 立ち上	がりについて、あて	はまる番号に	一つだけ〇印を	つけてください。	
1. つかま		<b>2</b> . 何	「かにつかまれば <sup>、</sup>	できる	3. できない
		<u> </u>			
1-0 片見で	の立位保持について	・ あてけまる	釆号に一つだけ!	○印をつけてくだ	<b>・</b> キル
1. 文 2 / 3	よしでできる	Z. 1 <sup>ṇ</sup>	「か支えがあれば゛	じさる	3. できない
4 40 White.	1	ナポロ)- ·	NA OFFICE - U.S.	* > .28.5c \ .	
	こついて、あてはまん				
1. 介助さ	られていない	2. 一部介助	3.	全介助	4. 行っていない
		1.2 ·	2012 ~~~	V1 - 2 28 C :	
1-11 つめち	刃りについて、あて	はまる番号に-	一つだけ〇印をつ	けてください。	

3. 全介助

2. 一部介助

	2. 約1m離れた視力確認	表の図が見える			
	3. 目の前に置いた視力確	<b>雀認表の図が見える</b>			
	4. ほとんど見えない				
	5. 見えているのか判断不	下能			
1-1	3 聴力について、あてに	はまる番号に一つだけ○	印をつけてください。		
	1. 普通				
	2. 普通の声がやっと聞き	取れる			
	3. かなり大きな声なら何	「とか聞き取れる			
	4. ほとんど聞えない				
	5. 聞えているのか判断不	能			
2-1	移乗について、あては	:まる番号に一つだけ〇月	印をつけてください。		
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助	
	at at a				
2-2	8動について、あては				
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助	
2_2	· えん下について、あて	ひまる乗具に一つだけに	○印なへけてください		
2-3	1. できる		守り等	3. できない	
	1. (6.9	2. 90	<u>। ) च</u>	U. C. C. A.V	
2-4	・ 食事摂取について、あ	てはまる番号に一つだり	け○印をつけてください。		
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助	
2-5	排尿について、あては	まる番号に一つだけOF	印をつけてください。		
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助	
2-6	排便について、あては				
2-6	<b>排便について、あては</b> 1. 介助されていない	は <b>る番号に一つだけ○F</b> 2. 見守り等	<b>印をつけてください。</b> 3. 一部介助	<b>4</b> . 全介助	
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助	
2-6	<ol> <li>1. 介助されていない</li> <li>口腔清潔について、あ</li> </ol>	2. 見守り等 ってはまる番号に一つだん	3. 一部介助 け○印をつけてください。		
	1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助 け○印をつけてください。	<ol> <li>4. 全介助</li> <li>3. 全介助</li> </ol>	
2-7	<ol> <li>1. 介助されていない</li> <li>口腔清潔について、あ</li> </ol>	2. 見守り等 ってはまる番号に一つだん 2. 一部	3. 一部介助 け <b>○印をつけてください。</b> <sup>邪介助</sup>		
2-7	<ol> <li>1. 介助されていない</li> <li>口腔清潔について、あ</li> <li>1. 介助されていない</li> </ol>	2. 見守り等 ってはまる番号に一つだん 2. 一音 まる番号に一つだけ〇F	3. 一部介助 け <b>○印をつけてください。</b> <sup>邪介助</sup>		

1-12 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 普通 (日常生活に支障がない)

2-9 整髪について、あては	はる番号に一つだけ○	印をつけてください。	
1. 介助されていない	2. —	部介助	3. 全介助
<b>2-10</b> 上衣の着脱について、	. あてはまる番号に一~	つだけ〇印をつけてくださ	ν' <sub>0</sub>
1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
2-11 ズボン等の着脱につい			ださい。
1. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
<b>2-12</b> 外出頻度について、2			
1. 週 1 回以上	2. 月	1回以上	3. 月 1 回未満
	1		
<b>3-1</b> 意思の伝達について、		だけ〇印をつけてください	) <sub>0</sub>
1. 調査対象者が意思を他	」者に伝達できる		
2. ときどき伝達できる			
3. ほとんど伝達できない	`		
4. できない			
3-2 毎日の日課を理解する	ことについて、あては	まる番号に一つだけ○印を	つけてください
1. できる	<b>2</b> . で	きない	
3-3 生年月日や年齢を言う			こつけてください。
1. できる	2. で	きない	
2.4 毎地記絵(五位細木の	(声哉)と何ましていため	用い出す) たっいて まて	はよる番目に、つだけへ切なっけ
3-4 短期記憶(囲接調査の	直削に何をしていたが	心い山り)について、めて	はまる番号に一つだけ○印をつけ
1. できる	<b>9</b> 7	きない	
<b>3-5</b> 自分の名前を言うこと	について、あてはまる	番号に一つだけ○印をつけ	けてください。
1. できる		きない	
3-6 今の季節を理解するこ	.とについて、あてはま	る番号に一つだけ○印をつ	oけてください。
1. できる	<b>2</b> . で	きない	
3-7 場所の理解(自分がい	る場所を答える)につ	いて、あてはまる番号に-	−つだけ○印をつけてください。
1. できる	2. で	きない	
3-8 徘徊について、あては	:まる番号に一つだけ○	印をつけてください。	
1. ない	<b>2</b> . と	きどきある	3. ある

3-9 外出すると戻れないこと	∵について、あてはまる番号に一つだけ○印	をつけてください。
1. ない	<b>2</b> . ときどきある	3. ある
4-1 物を盗られたなどと被害	<b>唇的になることについて、あてはまる番号に</b>	一つだけ〇印をつけてください。
1. ない	2. ときどきある	3. ある
4-2 作話をすることについて	て、あてはまる番号に一つだけ○印をつけて	ください。
1. ない	2. ときどきある	3. ある
A. A. Mira N. Marana and A. Marana		
	「感情が不安定になることについて、あては)	まる番号に一つだけ〇印をつけてくだ
さい。 1 か	<b>0</b> 1. + 12++ 7	9 + 7
1. ない	<b>2</b> . ときどきある	3. ある
<b>4-4</b> 早夜の逆転について ね	ってはまる番号に一つだけ○印をつけてくだ	オル
1. ない	<u>2.</u> ときどきある	3. ある
1. /4 / '	<b>2</b> .	J. 0) G
<b>4-5</b> 1つこく同じ話をする?	_ ことについて、あてはまる番号に一つだけ○	印をつけてください
1. ない	2. ときどきある	<u> 3. ある</u>
1. /4 / .	<b>2</b> .	<b>0.</b> 87.5
4-6 大声をだすことについて	て、あてはまる番号に一つだけ○印をつけて	ください
1. &v	2. ときどきある	3. ある
1.73.4	2. ८ ८ ८ ८ ७ ७ ७	<b>3.</b> 87.5
<b>4-7</b> 介護に抵抗することにつ	oいて、あてはまる番号に一つだけ○印をつ	けてください
1. ない	2. ときどきある	<u>3</u> . ある
1. 78.4	2. C C C C 675	<b>U.</b> (2) (2)
<b>4-8</b> 「家に帰る」等と言い家	ないことについて、あてはまる番	長に一つだけ○印をつけてください
1. ない	2. ときどきある	3. b3
1.75.	<b>2.</b> C C C C 675	<b>0</b> . $\omega$ / $\omega$
<b>4-9</b> 一人で外に出たがり目が	<sup>3</sup> 離せないことについて、あてはまる番号に	一つだけ〇印をつけてください。
1. ない	2. ときどきある	3. b3
1. 78.4	2. C C C C 675	<b>0</b> . 67 G
<b>4-10</b> いろいろかものを焦め	たり、無断でもってくることについて、あ <sup>っ</sup>	てけする悉号に一つだけ○印をつけて
イ <b>ル</b> ください。		
1. ない		
1. '& V '	<b>2.</b> CCCCW3	<b>υ.</b> αρ ω
<b>4-11</b> 物を壊したり、衣類を	破いたりすることについて、あてはまる番 <sup>長</sup>	号に一つだけ○印をつけてください
1.ない	100 (10 )	3. bs
1. '& V '	<b>4</b> . ときとさめる	<b>υ.</b> ω) ω
4-19 ひどい物宝わについて	、あてはまる番号に一つだけ○印をつけて<	゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙
		3. b3
1. ない	<b>2</b> . ときどきある	<b>3</b> . Ø ②

4-13 意味もなく独り言や独り笑いをすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 1. ない 2. ときどきある 3. ある 4-14 自分勝手に行動することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 1. ない 2. ときどきある 3. ある 4-15 話がまとまらず、会話にならないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 1. ない 2. ときどきある 3. ある 5-1 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 3. 全介助 1. 介助されていない 2. 一部介助 5-2 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 3. 全介助 1. 介助されていない 2. 一部介助 5-3 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 1. できる(特別な場合でもできる) 2. 特別な場合を除いてできる 3. 日常的に困難 4. できない 5-4 集団への不適応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 1. ない 3. ある 2. ときどきある 5-5 買い物について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 4. 全介助 1. 介助されていない **2**. 見守り等 3. 一部介助 5-6 簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 4. 全介助 1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 6 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに〇印をつけてください。 (複数回答可) 処置内容 1. 点滴の管理 2. 中心静脈栄養 3. 透析 4. ストーマ(人工肛門)の処置 6. レスピレーター (人工呼吸器) 5. 酸素療法 7. 気管切開の処置 8. 疼痛の看護 9. 経管栄養 特別な対応 10. モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) 11. じょくそうの処置 12. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

### 7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ〇印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M

## 認定調査票(特記事項)

1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項
1-1 麻痺等の有無,1-2 拘縮の有無,1-3 寝返り,1-4 起き上がり,1-5 座位保持,1-6 両足での立位,1-7 歩行,1-8 立ち
上がり,1-9 片足での立位,1-10 洗身,1-11 つめ切り,1-12 視力,1-13 聴力
( ) 
<del>(</del> <del>)</del>
( ) ( )
2 生活機能に関連する項目についての特記事項
2-1 移乗,2-2 移動,2-3 えん下,2-4 食事摂取,2-5 排尿,2-6 排便,2-7 口腔清潔,2-8 洗顔,2-9 整髪,2-10 上衣の着
脱,2-11 ズボン等の着脱,2-12 外出頻度
( ) 
()
( ) ( )
3 認知機能に関連する項目についての特記事項
3-1 意思の伝達,3-2 毎日の日課を理解,3-3 生年月日を言う,3-4 短期記憶,3-5 自分の名前を言う,3-6 今の季節を理解,
3-7 場所の理解,3-8 徘徊,3-9 外出して戻れない
( ) 
()
()
4 精神・行動障害に関連する項目についての特記事項
4-1 被害的,4-2 作話,4-3 感情が不安定,4-4 昼夜逆転,4-5 同じ話をする,4-6 大声を出す,4-7 介護に抵抗,4-8 落ち
着きなし,4-9 一人で出たがる,4-10 収集癖,4-11 物や衣類を壊す,4-12 ひどい物忘れ,4-13 独り言・独り笑い,4-14
自分勝手に行動する,4-15 話がまとまらない
<u>(    )                                </u>
5 社会生活への適応に関連する項目についての特記事項
5-1 薬の内服,5-2 金銭の管理,5-3 日常の意思決定,5-4 集団への不適応,5-5 買い物,5-6 簡単な調理
( ) 
()
()
6 特別な医療についての特記事項
6 特別な医療
<u>(    )                                </u>
()
( ) ( )
7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項
7-1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度),7-2 認知症高齢者の日常生活自立度
<u>(    )                                </u>
()

※ 本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい

		_		
₽⊞	ᅕ	므	₩.	
ᆵᆒ	TH'		400	$\boldsymbol{\tau}$

調査員氏名

# ■研修会出席記録

日時	研修会名	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

	メモ
--	----

調査のポイントを記録	オスかどご白中に	お使いください		

# 要介護3~5の者の基本調査項目の結果

			要介護3	要介護4	要介護5
		総件数	36,721	35,391	29,717
認定調査項目		選択肢	選択率	選択率	選択率
寝返り	1	つかまらないでできる	17.3%	6.3%	2.4%
	2	何かにつかまればできる	73.2%	57.0%	18.9%
	3	できない	9.5%	36.7%	78.7%
起き上がり	1	つかまらないでできる	3.3%	0.9%	0.4%
	2	何かにつかまればできる	78.7%	35.9%	8.0%
	3	できない	18.0%	63.2%	91.6%
座位保持	1	できる	23.0%	7.8%	1.8%
	2	自分の手で支えればできる	41.4%	20.8%	5.0%
	3	支えてもらえればできる	35.0%	67.3%	79.2%
	4	できない	0.6%	4.1%	14.1%
両足での立位	1	支えなしでできる	22.7%	4.8%	1.5%
	2	何か支えがあればできる	62.0%	38.9%	10.2%
	3	できない	15.3%	56.3%	88.4%
歩行	1	つかまらないでできる	13.5%	2.7%	0.9%
	2	何かにつかまればできる	39.0%	13.3%	3.5%
	3	できない	47.5%	84.0%	95.6%
立ち上がり	1	つかまらないでできる	2.4%	0.5%	0.2%
	2	何かにつかまればできる	77.3%	31.2%	6.7%
	3	できない	20.2%	68.4%	93.1%
移乗	1	介助されていない	34.1%	5.0%	1.1%
	2	見守り等	31.6%	7.5%	1.1%
	3	一部介助	29.0%	46.5%	14.6%
	4	全介助	5.3%	41.1%	83.2%
移動	1	介助されていない	23.0%	2.6%	0.4%
	2	見守り等	30.9%	5.2%	0.8%
	3	一部介助	22.7%	21.1%	5.7%
	4	全介助	23.3%	71.1%	93.1%
外出頻度	1	週1回以上	37.9%	20.2%	13.5%
	2	月1回以上	20.2%	16.2%	11.1%
	3	月1回未満	41.9%	63.7%	75.3%

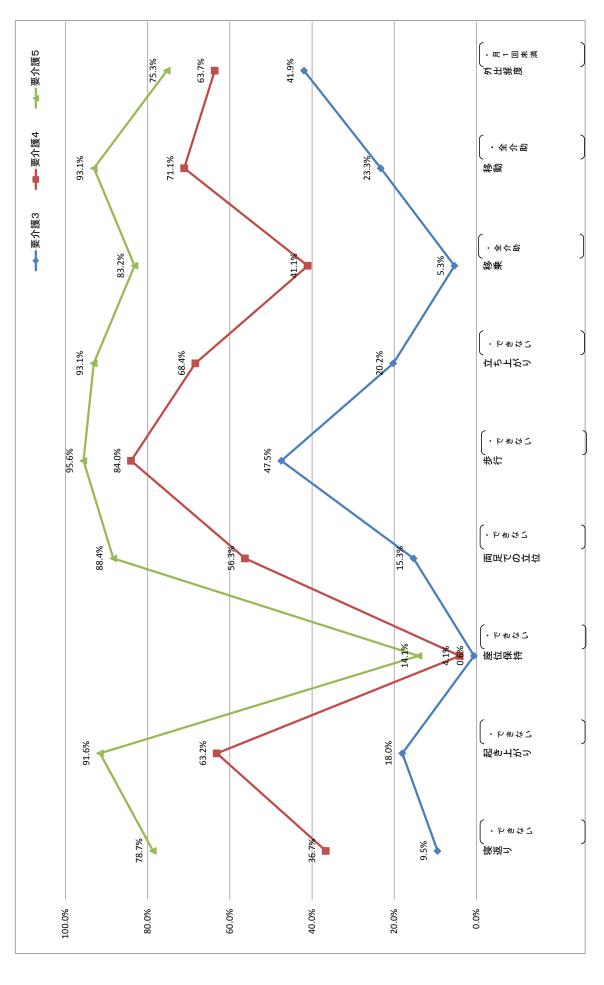
<sup>※</sup>介護保険総合データベース(平成28年12月15日時点)より集計

<sup>※</sup>二次判定日が平成28年度11月(平成28年11月1日~平成28年11月30日)のものを対象に集計

<sup>※</sup>取下区分が「認定申請有効」のデータのみ集計

<sup>※</sup>処理区分が「通常」のデータのみ集計

要介護3~5の者の基本調査項目の結果①



63.7% ──要介護5 ・月1回未満 外出頻度 **──**要介護4 ・全介助 ・一部介助 98.8% を動 **★** ・全介助 34.3% ・一部介助 97.8% 後乗 要介護3~5の者の基本調査項目の結果② ・何かにつかまれば ・できない できる 8.66 立ち上がり ・できない ・何かにつかまれば できる 99.1% 步行 ・できない ・何か支えがあれば できる 98.5% 両足での立位 ・支えてもらえば、できない 35.6% できる 93.2% 座位保持 ・何かにつかまれば ・できない できる %9.66 起き上がり ・何かにつかまれば ・できない 82.7% できる %9'.26 寝返り %0.09 40.0% 20.0% 100.0% 80.08 0.0%

○公職選挙法(昭和二十五年四月十五日法律第百号) ※昭和二十五年制定時の条文

(不在希找票)

- 及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。第四十六條第一項((投票の記載事項及び投函))、第五十條((選挙人の確認及び投票の拒否))第一項但書、第四十四條((投票所においての投票))、第四十五條第一項((投票用紙の交付))、ができない旨を証明するものの投票については、第四十二條((選挙人名簿の登録と投票))第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすること
  - こと。 者にあつてはその属する投票区の区域外)において職務又は業務に従事中であるべき」 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外(選挙に関係のある職務に従事する
  - 投票区のある郡市の区域外に除行中又は帯在中であるべきこと。 二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する
  - と。ため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこ三前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にある
- ○公職選挙法施行令(昭和二十五年四月二十日政令第八十九号) (抄)

(不在者投票の事由に該当する旨の証明書)

- の証明書をあわせて提出しなければならない。おいては、選挙人は、法第四十九條各号に掲げる事由について、それぞれ左に掲げる青第五十二條 第五十條第一項若しくは第四項又は前條第一項に規定する請求をする場合に
  - 員にあつては船長を含む。) 業務に係る官公署、会社、事業所その他これらに準ずるものの長又はその代理人(船一 法第四十九條第一号に掲げる事由に関しては、選挙人が従事している職務若しくは
  - 医師、歯科医師若しくは助産婦長又は当該用務若しくは事故のため旅行中若しくは滯在中であるべき地の市町村長、三、法第四十九條第二号に掲げる事由に関しては、前号の者、選挙人の住所地の市町村
  - 監獄の長、代用監獄の管理者若しくは少年院の長三 法第四十九條第三号に掲げる事由に関しては、医師、歯科医師若しくは助産婦又は
- て、その事由があると認めるときは、直ちに証明書を交付しなければならない。2 前項各号に掲げる者は、同項の規定によつて証明書の交付の請求を受けた場合におい
- に疎明しなければならない。出することができない場合においては、その旨を当該市町村の選挙管理委員会の委員長の 選挙人は、第一項第一号の者がない場合又は正当な事由に因つて第一項の証明書を提

第十号様式 (今第五十二條の規定による証明書様式)

証 明 書

年 尼	<b>长</b>	氏 名選 举 人	不在者投票事由
字何(町)何番地郡(市)何町(村)都(何道府県)何	ること。 細に記載すなるべく誰		

所に行つて投票することができない見込みであることを証明する。右の選挙人は、右の事由によつて、昭和何年何月何日執行の何選挙の当日、自ら投票

昭和何年何月何日

### (连手)

、警察署長、少年院長)(摩察等長、少年院長)(東豫王、船長)(医師、歯科医師、助産婦)(刑務所長官職(市区町村長)(業務主、船長)(医師、歯科医師、助産婦)(刑務所長

出 名印

備考 不在者投票事由の欄には、左の記載例によつて記載するものとする。

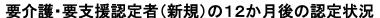
- えない。]において何(職務又は業務をなるべく明細に記載すること。)に従事中。道府県)何郡(市)何町(村)[町村名が明らかでないときは、省略してもさしつか一 昭和何年何月何日(午後何時)から昭和何年何月何日(午後何時)まで、都(何
  - 〔一 昭和何年何月何日(午 後 何時)から昭和何年何月何日(午 後 何時)まで、何前
  - 中。] 用務(事故)(用務又は事故をなるべく明細に記載すること。)のため旅行(滞在)
  - の状況等を明細に記載すること。)のため歩行が著しく困難であること。]何年何月何日から)、何々(病気、負傷又は不具の状況及び程度、妊娠及び産じよく〔一 昭和何年何月何日から昭和何年何月何日まで、(不具の場合においては、昭和
  - **容中であること。**] [一 昭和何年何月何日から昭和何年何月何日まで、監獄(警察署、少年院)に収

⑦要介護認定者数等の見通し(性・年齢階級別の認定率等が現状のまま変わらないとした場合)



(資料)「人口推計」(総務省)、「介護給付費実態調査(平成26年10月審査分)」(厚生労働省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所) (推計方法)性・年齢階級別認定率、年齢階級別施設利用率が現状(平成26年)のまま変わらないとして、これを将来推計人口に乗じて機械的に推計。なお、制度改正(予防給付 の地域支援事業への移行等)による影響等は織り込まれていない推計であるため、留意が必要。

6

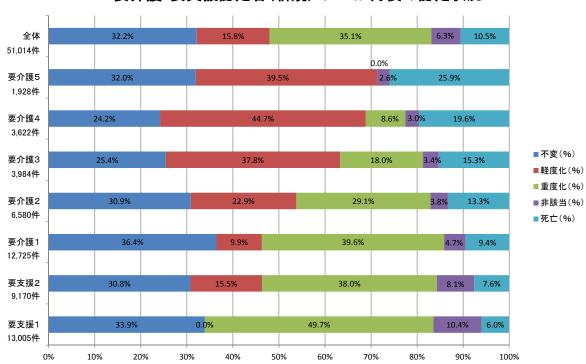


平成28年9月7日 社会保障審議会介護保険部会 (第63回)参考資料より



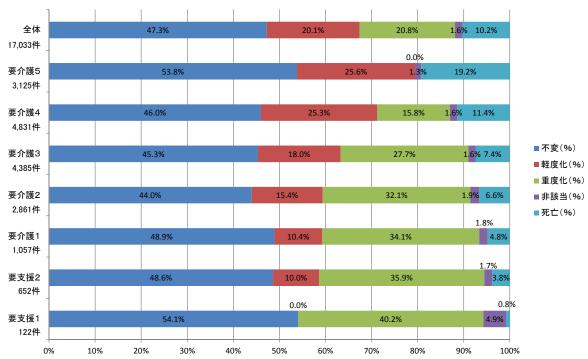
- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成26年1月の状況
- 注3)却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない
- 注4)純粋な新規認定のみ計上(要介護→要支援、要支援→要介護の場合の「みなし新規」等の純粋でない新規は含めない)

#### 要介護・要支援認定者(新規)の24か月後の認定状況



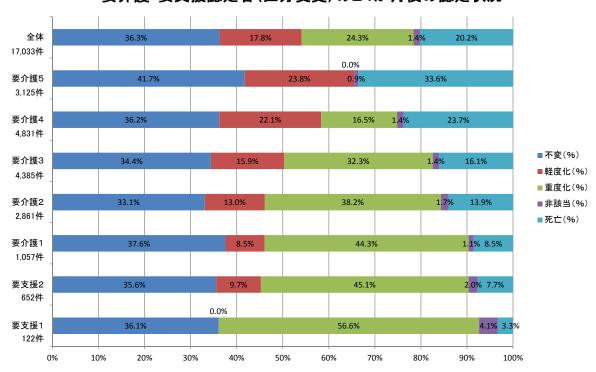
- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成27年1月の状況
- 注3) 却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない
- 注4) 純粋な新規認定のみ計上(要介護→要支援、要支援→要介護の場合の「みなし新規」等の純粋でない新規は含めない)

要介護・要支援認定者(区分変更)の12か月後の認定状況



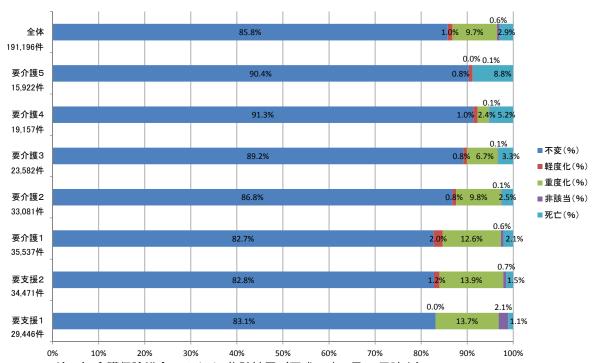
- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成26年1月の状況
- 注3)却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない
- 注4)区変の結果、要介護度が変わらなかった場合の「みなし更新認定」も含む。

### 要介護・要支援認定者(区分変更)の24か月後の認定状況



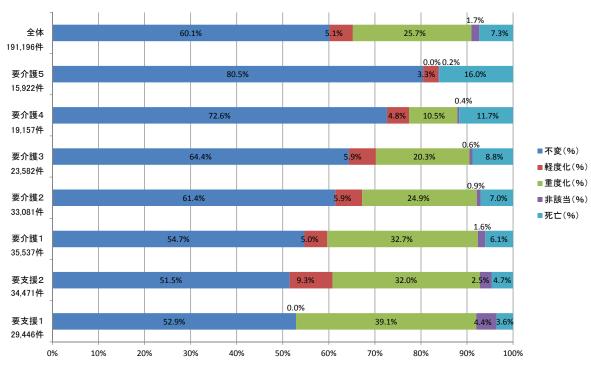
- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成27年1月の状況
- 注3) 却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない
- 注4) 区変の結果、要介護度が変わらなかった場合の「みなし更新認定」も含む。

要介護・要支援認定者(更新)の12か月後の認定状況



- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成26年1月の状況
- 注3) 却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない

要介護・要支援認定者(更新)の24か月後の認定状況



- 注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)
- 注2) 平成25年1月認定の方の平成27年1月の状況
- 注3) 却下等件数・転居等によりその後の要介護度が把握できない件数は含まない